

広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十六号

広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める

#### 規則

広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年広島県条例第五十四号）の施行期日は、平成二十五年十二月十一日とする。